

<生活習慣病管理料(Ⅱ)について>

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様には、個人に応じた【療養計画書】を作成し指導管理を行っております。

患者様の状態に応じ、以下の対応が可能です。

- ・28日以上 of 長期処方
- ・リフィル処方箋交付

※長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かは、医師が病状に応じて適切に判断いたします。